

**東京農工大学職員組合  
慶弔規定**

第1条 この規定は東京農工大学職員組合会計細則第18条にもとづきこれを定める。

**東京農工大学職員組合  
小金井支部技術・教務職員会規約**

第1条 支部細則第4条により、技術・教務職員会を置く。

第2条 本部は東京農工大学職員組合小金井支部員であつて技術職員及び教務職員を以つて組織する。

第3条 本部は組合の精神に則り、技術・教務職員の自主性に基つき技術・教務職員の地位向上をはかることを目的とする。

第4条 本部に次の役員を置く。

技術・教務職員会委員長 1名

(1) 技術・教務職員会委員長を組合執行委員に推薦する

第5条 役員は、10月か翌年9月までの1年間とする。

第6条 集会は必要に応じて、また総会は毎年9月に技術・教務職員会委員長が招集する。

2005年12月8日 制 定

2007年12月4日 一部改正

(目 的)

第2条 この規定は東京農工大学職員組合規約第5条第5項の趣旨にもとづき組合員の互助を目的とする。

(財 源)

第3条 本規定の活動は毎年の一般会計からの繰入金によりおこなう。

(贈与金額)

第4条 事由発生時に、東京農工大学職員組合に在籍中の組合員には、下記の理由によりそれぞれに示した贈与金を贈るものとする。

- |                |      |
|----------------|------|
| 1. 本人死亡        | 10万円 |
| 2. 配偶者死亡       | 5万円  |
| 3. 実(または養)父母死亡 | 3万円  |
| 4. 子死亡         | 3万円  |
| 5. 本人病気        |      |
| 疾病による十日以上の休暇   | 1万円  |
| 疾病による一ヶ月以上の休暇  | 2万円  |
| 入院見舞金          | 1万円  |
| 6. 子出産         | 1万円  |
| 7. 本人結婚        | 3万円  |
| 8. 本人退職        |      |
| 6ヶ月以上3年未満      | 5千円  |
| 3年以上5年未満       | 1万円  |

5年以上10年未満	3万円
10年以上15年未満	5万円
15年以上	7万円

第5条 東京農工大学職員組合規約第3条によって定められ管理職員の配置替え等、止むを得ぬ事情による脱会者については、中央執行委員会の決定により退職扱いにすることができる。また組合費に相当する寄付金を納めている者については、第4条の規定を準用することができる。

(その他の贈与)

第6条 第4条の規定以外の事由で、中央執行委員が贈与の必要を認めた場合は中央執行委員会がその都度贈与金額を定めるものとする。

(規定改正)

第7条 本規定は毎年、財源、贈与金額等を再検討するものとする。

第8条 本規定の改廃は中央大会の決議によらなければならない。

付 則 2009年3月31日までは第4条規定した給付を引き下げる内容の改訂は行なわないものとする。  
この規定は、1999年1月1日より施行する。

1998年12月15日 制 定

2005年12月1日 一部改正